

請 願 文 書 表	
番号 7-1	受付 令和7年5月14日
件名 北部地域に病児保育室を設置することについて検討を求める請願書	
紹介議員 中村 一夫 町田 零二 布瀬 恵 堀口 香奈 石田 裕 西田 恵美	

請願の趣旨

2018年4月に開設された北部地域の病児保育室が経営継続困難を理由に2024年9月30日閉所となりました。生活圏にある病児の預け先がなくなり、それまで施設を利用していた共働き家庭や独り親家庭の生活に影響が出ています。北部地域に病児保育施設を設置することについて、御検討いただきたく、請願させていただきます。

請 願 文 書 表			
番号	7-2	受付	令和7年5月22日
件名	日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出することを求める請願書		
紹介議員	布瀬 恵 大波 修二 石田 裕		

請願の趣旨

石破首相は就任直後の記者会見で20年前の沖縄国際大学の米軍ヘリの墜落事故に言及し、「当時、沖縄県警が全く触れられずに、機体は全部（米軍に）回収された。こんなのは主権独立国家ではない。地位協定は改定したい。どんなに大変かはよく分かっているが、必ず実現したい」と発言しています。

また、12月3日の国会でも「日米地位協定については自民党の中で議論するよう指示した」と答弁しています。

全国知事会や沖縄県や神奈川県などの渉外知事会が過去2回、日米地位協定の改定を求める要望を国に提出していますが、時の政府は取り上げることすらしませんでした。トランプ大統領が日米安保条約は不平等だと言い、石破首相は日米安保条約に付随している日米地位協定を変えたいと言っているときだからこそ、大和市議会として特に次の点において日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出してください。

請願項目

1. 独立国家としての我が国の主権を明確にし、在日米軍の活動について、基地の内外を問わず、全て日本の法令が適用されることを原則とする。
2. 基地管理権が我が国政府・地方自治体にあることを明確にし、政府・自治体が必要に応じて基地内に立ち入ることができるようにする。
3. 我が国の裁判権を確立し、刑事犯罪の被疑者が無原則に米国側に引き渡される等の運用を改める。

請願の理由

1. 日米地位協定に基づく特例法を根拠に、日本の首都圏の上空の管制権を米軍が握り、日本中どこでも米軍の低空飛行などの飛行訓練が行われています。周辺が住宅密集地である厚木基地には、事故が多発しているオスプレイも飛来します。外国の軍隊に首都圏の上空を支配されている国が、主権を持った独立国家とは言えず、事実上の治外法権の状態であることを正す必要があります。

米国国務省が地位協定を締結している世界の国々は時々の事情に応じて改訂が行われ、同盟国と言われている国でも改定が行われています。しかし、日米地位協定は1960年の締結以降、一度の改定も行われていません。世論が盛り上がったときに補足協定などで部分的な見直しをするのではなく、改定を行い互惠性＝対等性にする必要があります。例えば、米国では米軍機は住宅の上空では訓練をしてはならないことになっています。対等ならば、大和市などでも、米軍機は住宅の上空での訓練はできないことになり、飛行にも制限が加わり、騒音被害もなくなることになります。

さらに、米軍との地位協定を結んでいる諸外国では、米軍機が米軍基地から戦争や紛争地に出撃することを禁止している協定がありますが、日米地位協定にはその条項はありません。問題となっている台湾有事（中国の内政問題日中平和友好条約で「台湾」中国の一部であると認めているから中国国内の問題です）に在日米軍が関わることになれば、即、日本が戦争に巻き込まれてしまいます。二度と再び戦争をしないと誓っている日本ですから、この条項は加える必要があります。

2. 米軍の事故や事件が日本の国内法の規制を受けない仕組みになっていて、県民生活は不安になり基本的人権も守られず、自然や生活環境に極めて大きな影響をもたらしています。その結果、私たちの身体に大きな問題があるとされている有機フッ素化合物問題でも、日本の当局が立ち入り、実態調査ができない事態です。

3. 米軍や米軍人・軍属が起こした事件・事故に対して、第一義的に日本の法律が適用できない事態が続いており、しばしば問題になっています。最近でも茅ヶ崎市と海老名市での米軍ヘリの不時着事故や横須賀市での3件の交通事故（2件は被害男性が死亡）、さらに逗子市での傷害事件など米軍関連の事件事故で日米地位協定が大きな壁となって、警察も逮捕や拘留しての取調べや事故物質を差し押さえての実況検分や原因究明ができない事態が続いています。これを訂正して日本の法律に従うように訂正する必要があります。

請 願 文 書 表	
番号 7-3	受付 令和7年5月23日
件名 子どもミーティングのあり方の改善を求める請願書	
紹介議員 布瀬 恵 堀口 香奈 高久 良美 石田 裕	

私は去年子どもの権利についての請願書を提出しました。その上で、昨年8月に行われた「子どもミーティング」にも参加しました。大人が子どもたちの声を聞く機会があること自体には大きな意義があると思います。しかし、運営内容は対話とはかけ離れており、今後の子どもミーティングに向け、改善に向けた検討を行っていただきたいと考え請願します。

【要請事項】

大和市の子どもミーティングの在り方について、以下の点を検討することで、「子どもの意見を聴く」仕組みと、「こどものまちづくりへの参加」の体制を整えてください。

1. 子ども同士が自由に意見交換できるグループワークの導入
2. 発表形式の見直し
3. 時間・環境への配慮
4. 多様な子どもたちが参加できる体制
5. 意見を聞いた後、どう扱ったかを子どもにフィードバックする

その根拠となるのは、子どもの権利条約第12条と、それを踏まえた上で私が考える「子供の声を聴く」際の留意点です。

【子どもの権利条約第12条】

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

「子どもの声を聴く」とは、子どもが自分に関係することについて自由に意見を表明できるよう保障し、その意見を年齢や成熟度に応じて正当に重視することです。具体的には、以下のことに留意し

ていく必要があると考えます。

1. 「聴く」だけではなく「重視する」ことが不可欠

単に意見を聞くだけでは条約の趣旨に沿っていません。大人がその意見に「耳を傾ける」だけでなく、意思決定の中に「反映しようと努力する」ことが求められます。

2. 「自由に表明する権利」の保障

安心して話せる環境づくり、強制や誘導のない発言機会の提供が必要です。また、子どもが発言しないことを選ぶ権利も尊重されるべきです。

3. 「年齢・成熟度に応じた」対応

例えば小学生と高校生では表現方法や理解度が異なるため、それぞれにふさわしい方法で意見を聴くことが求められます。

4. 「自分に影響を与えること」に限定されない広い解釈も必要

直接関係がないように見えても、環境、まちづくり、学校の制度などは子どもの生活に深く関わるため、意見表明の機会を保障すべきです。